

令和6年度 第5回 長崎地方最低賃金審議会の開催について

標記審議会を下記のとおり開催いたします。

本審議会は、全部公開（撮影は議題（1）のみ可（一部撮影不可））とします。

傍聴を希望される方は、下記要領によりお申し込みください。

なお、異議の申出がなかった場合には、お申し込みをされた方に対し、9月3日（火）午前8時30分までに電子メール等でご連絡します。

記

- 1 日 時 令和6年9月3日（火）午前9時30分から
- 2 場 所 長崎労働局8階会議室（長崎市万才町7番1号 TBM長崎ビル8階）
- 3 議 題（予定）
 - （1）長崎地方最低賃金審議会の意見に関する異議の申出について（諮問・審議）
 - （2）長崎県特定（産業別）最低賃金改正の必要性について
- 4 傍聴者数 若干名
- 5 要 領
 - （1）傍聴希望者は、別紙1「令和6年度 第5回 長崎地方最低賃金審議会 傍聴申込書」に住所、氏名、電話番号等必要事項を記載し、持参、郵送、電子メールのいずれかの方法にて、長崎労働局労働基準部賃金室に提出してください。

また、本審議会については、議題（1）についてのみ写真撮影・ビデオ撮影（一部撮影不可）・録音が可能です。希望される方は「撮影希望」とお書き添えください。
申込締切日は、令和6年9月2日（月）17時15分必着です。
 - （2）会場収容人数に限りがありますので、希望者多数の場合には抽選とさせていただきます。抽選の結果、傍聴できない方に対しましては、事前にご連絡させていただきます（傍聴可能な方については、特段ご連絡いたしません）。
 - （3）当日、入室の際にご本人であることを確認させていただきますので、ご本人であることが分かるもの（免許証等）をお持ちください。

なお、審議会の開始10分前までにお越しください。それ以後の入室は認められませんのでご注意ください。
- 6 その他
 - （1）傍聴者は、別紙2「審議会傍聴に当たっての遵守事項」を厳守してください。
 - （2）車椅子をお使いになれる方は、その旨お申し込みの際にお書き添えください。
また、介助の方が付き添われる場合は、その方のお名前もお書き添え願います。

【送付先・お問い合わせ先】

〒850-0033

長崎県長崎市万才町7番1号 TBM長崎ビル6階

長崎労働局 労働基準部 賃金室

（担 当）賃金指導官 池田 和美

電 話 : 095-801-0033

電子メール : chinginshitsu-nagasakiyoku@mhlw.go.jp